

八幡平市  
循環型社会形成推進地域計画  
(第2期計画)

八幡平市

平成28年12月22日

変更 平成29年11月24日

# 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	4
3 施策の内容 -----	7
4 計画のフォローアップと事後評価 -----	13
別添 1～3 -----	14
様式 1～3 -----	17
参考資料様式 2, 6 -----	20

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

- ◇ 対象市町村名：八幡平市
  - ◇ 面 積：862.25km<sup>2</sup>
  - ◇ 人 口：26,742人（平成28年10月31日現在（住民基本台帳登録人口））

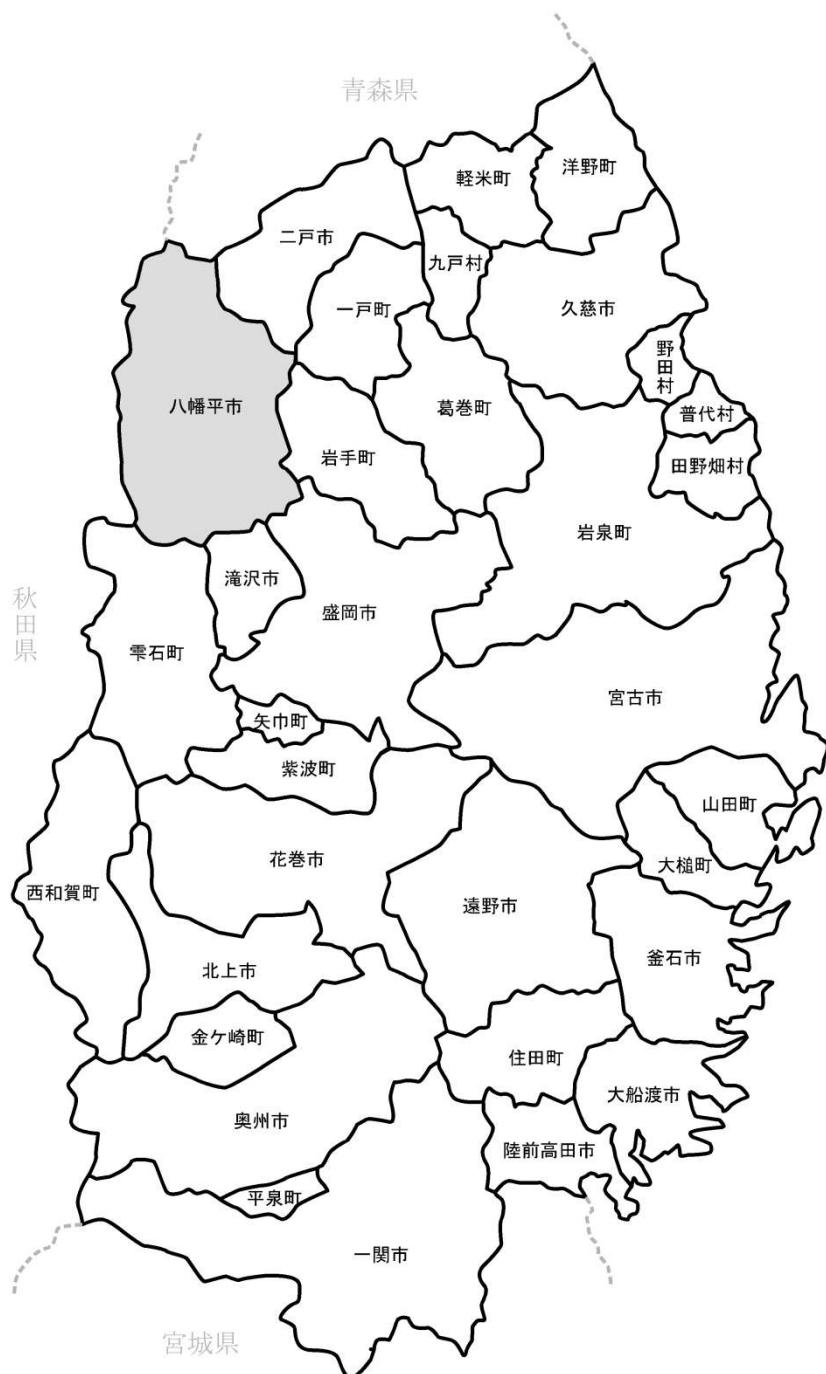


図 1-1 対象地域図（着色部分）

#### 別添1に関係施設の概要を記載

## (2) 計画期間

本計画は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、目標年度を平成 34 年度とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

## (3) 基本的な方向

八幡平市（以下「本市」という。）では、ごみの発生抑制、再使用、分別等に関する普及啓発から、収集運搬、中間処理（資源化処理を含む）及び最終処分まで全て本市が主体となって行っています。

本市では、「第 2 次八幡平市総合計画基本構想・前期基本計画」において「自然環境、生活環境の保全」を施策の一つとして掲げており、ごみ処理に係る具体例として以下のようない項目を示しています。

- ・生活ごみの削減や資源ごみのリサイクルを推進するとともに、事業所からの産業廃棄物の分別も徹底し、環境に配慮した意識の啓発に努める。
- ・不法投棄を防止するため、パトロールを継続実施し、不法投棄に対する監視強化に努める。
- ・ごみの広域処理をはじめとしたごみ問題の解決策などを検討し、本市だけではなく、広域を基本とした問題解決に取り組む。

本市ではこれらを踏まえ、今後も継続して発生抑制、再使用の推進、不法投棄対策等を推進していくものとします。

また本市では、平成 10 年度に稼働を開始した八幡平市清掃センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、手選別処理施設、保管施設）において、焼却、破碎、手選別などの中間処理を行ってきました。また、中間処理後の焼却残渣や不燃残渣は八幡平市一般廃棄物最終処分場にて最終処分、資源物は業者に引渡して資源化を行ってきました。

稼働後 18 年目を迎えた八幡平市清掃センターでは、経年劣化による基本性能の低下や修繕費用の増加が懸念されています。特にごみ焼却施設は廃棄物の衛生処理・適正処理を前提として、本市地域における循環型社会の推進や災害対策等の拠点となるインフラとしての役割を求められる施設であります。

そのため、八幡平市清掃センター（ごみ焼却施設）では、主要な設備・機器の改良更新によって基本性能を維持することはもちろんのこと、今後は地球温暖化対策を施した先進的な施設を目指していくものとします。

#### (4) 広域化の検討状況

岩手県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定）では、本市は「県央ブロック」に位置づけられています。

県央ブロックでは、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」を設立し、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」を平成 27 年 1 月に策定しました。

ごみ焼却施設整備に係る広域化の基本方針としては、平成 41 年度におけるブロック内自治体から排出される可燃ごみ等を処理対象物とした新ごみ焼却施設の稼働を目指していることから、ブロック内の既存ごみ焼却施設は、今後も活用を図っていくこととしています。

こうした背景を踏まえ、少なくとも平成 40 年度までは基本性能を維持しつつ地球温暖化対策と並行して施設の延命化を行うため、八幡平市清掃センター（ごみ焼却施設）について基幹的設備改良事業を実施し、循環型社会及び地球温暖化対策を推進していくものとします。

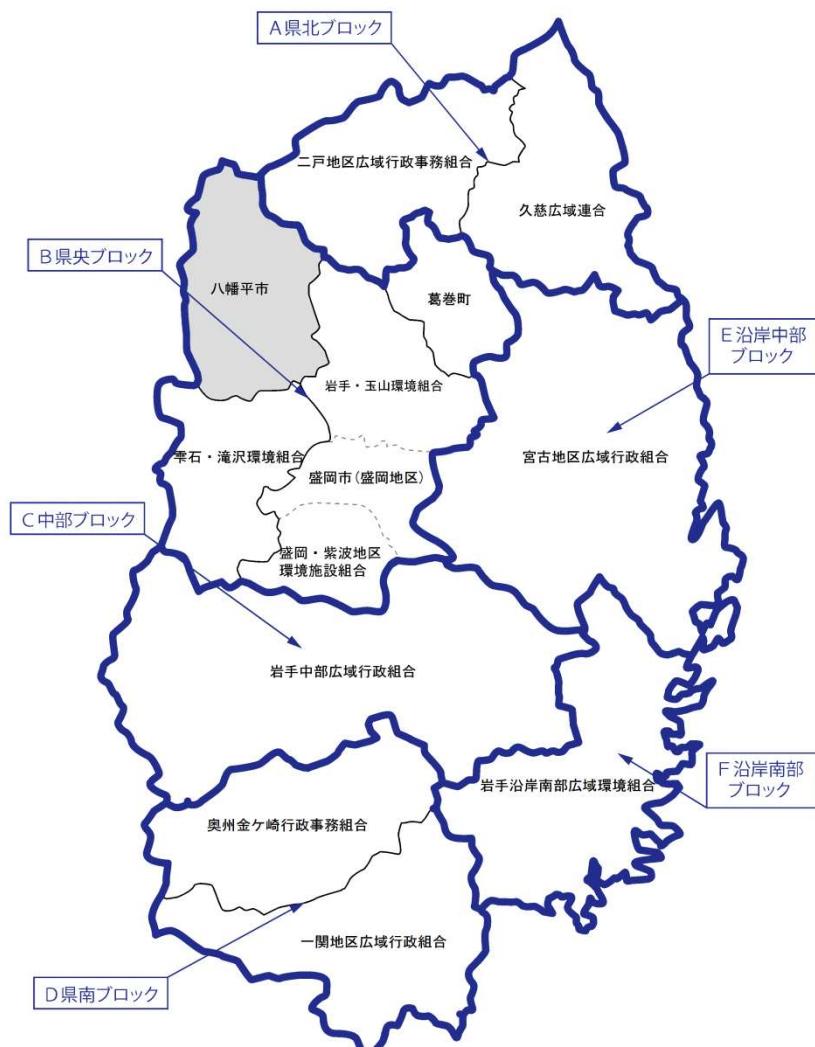


図 1-2 岩手県ごみ処理広域化計画における広域ブロック図

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物（ごみ）の処理の現状

平成 27 年度における一般廃棄物（ごみ）の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりです。

集団回収量を含む総排出量は 10,361 トンであり、再生利用される「総資源化量」は、1,181 トン、リサイクル率 (= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量) ) は 11.4% となっています。

中間処理による減量化量は 7,704 トンであり、集団回収量を除く排出量のおおむね 75.6% が減量化され、約 14.5% にあたる 1,476 トンが埋立処分されています。

なお中間処理量のうち、焼却量は 9,098 トンとなっています。また、中間処理後の処理残さは、最終処分場に搬入し、埋立処分されています。

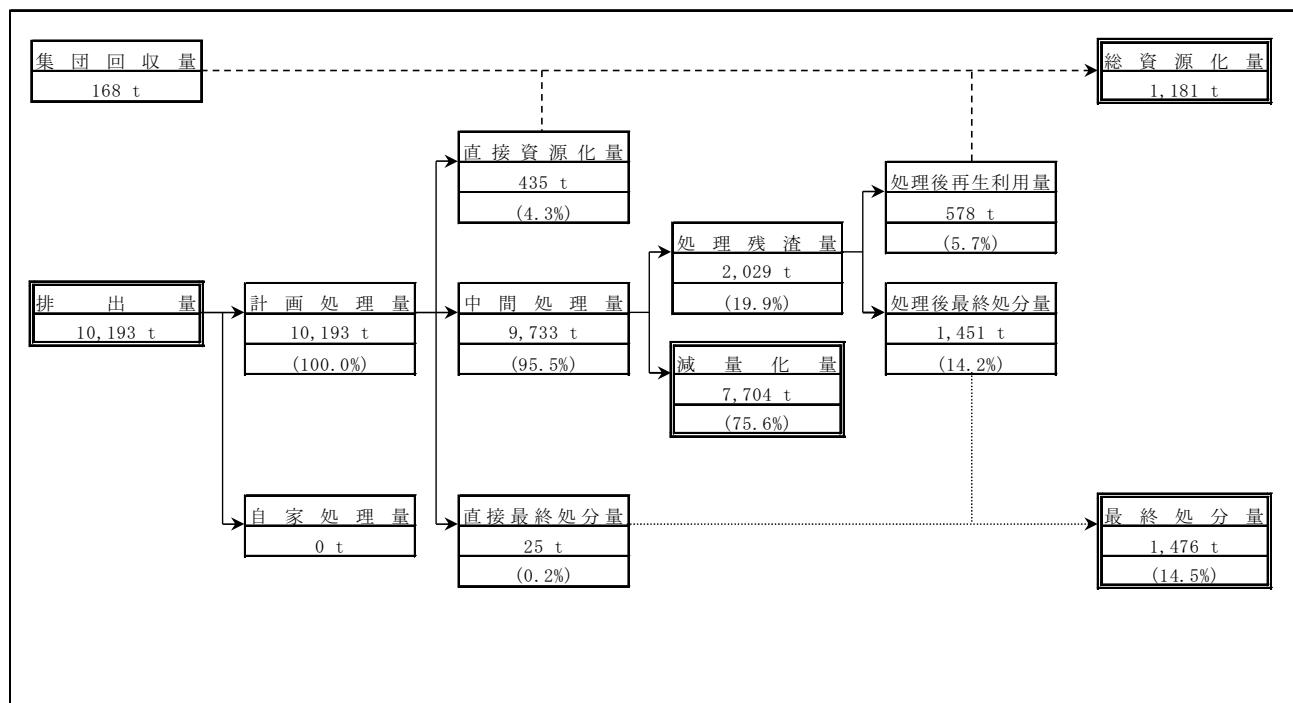


図 2-1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー（平成 27 年度）

## (2) 一般廃棄物（ごみ）の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表2-1に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

なお、目標値については、本計画と同時に策定中であるごみ処理基本計画に基づいた数値としており、本計画の目標年度である平成34年度における数値としています。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、改訂：平成28年1月環境省告示第7号）」及び「第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）」における各種目標値を長期的視点に基づき達成させるべく、目標年度以降も各種施策を推進していきます。

参考として、別添3に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

			現 状(割合) <sup>*1</sup>	目 標(割合) <sup>*1</sup>	
			(平成27年度)	(平成34年度)	
排 出 量	事業系	総排出量 ①	3,293 トン	2,706 トン (H27比 -17.8%)	
		1事業所当たりの排出量 <sup>*2</sup>	2.4 トン/事業所	2.3 トン/事業所 (H27比 -4.2%)	
	家庭系	総排出量 ②	6,900 トン	5,809 トン (H27比 -15.8%)	
		1人当たりの排出量 <sup>*3</sup>	228 kg/人	211 kg/人 (H27比 -7.5%)	
		集団回収量 ③	168 トン	143 トン (H27比 -14.9%)	
		排出量合計 (①+②)	10,193 トン	8,515 トン (H27比 -16.5%)	
		排出量合計 (①+②+③)	10,361 トン	8,658 トン (H27比 -16.4%)	
再生利用量	直接資源化量		435 トン (4.3%)	405 トン (4.8%)	
	総資源化量		1,013 トン (9.9%)	894 トン (10.5%)	
	総資源化量(集団回収量含む)		1,181 トン (11.4%)	1,037 トン (12.0%)	
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)		—	0 MWh	—
減 量 化 量	中間処理による減量化量		7,704 トン (75.6%)	6,423 トン (75.4%)	
最終処分量	埋立最終処分量		1,476 トン (14.5%)	1,198 トン (14.1%)	

\*1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

\*2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

\*3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

### 《指標の定義》

排出量 : 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位：トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量 : 热回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位：トン]

### 《用語説明》

トレンドグラフ : 現状把握と今後の推移予想

### 《割合の算出方法》

直接資源化量、総資源化量、中間処理による減量化量、埋立最終処分量の各項目の割合は、以下の計算式による。

【(各項目の量) ÷ (排出量合計 (①+②)) × 100】[単位：%]

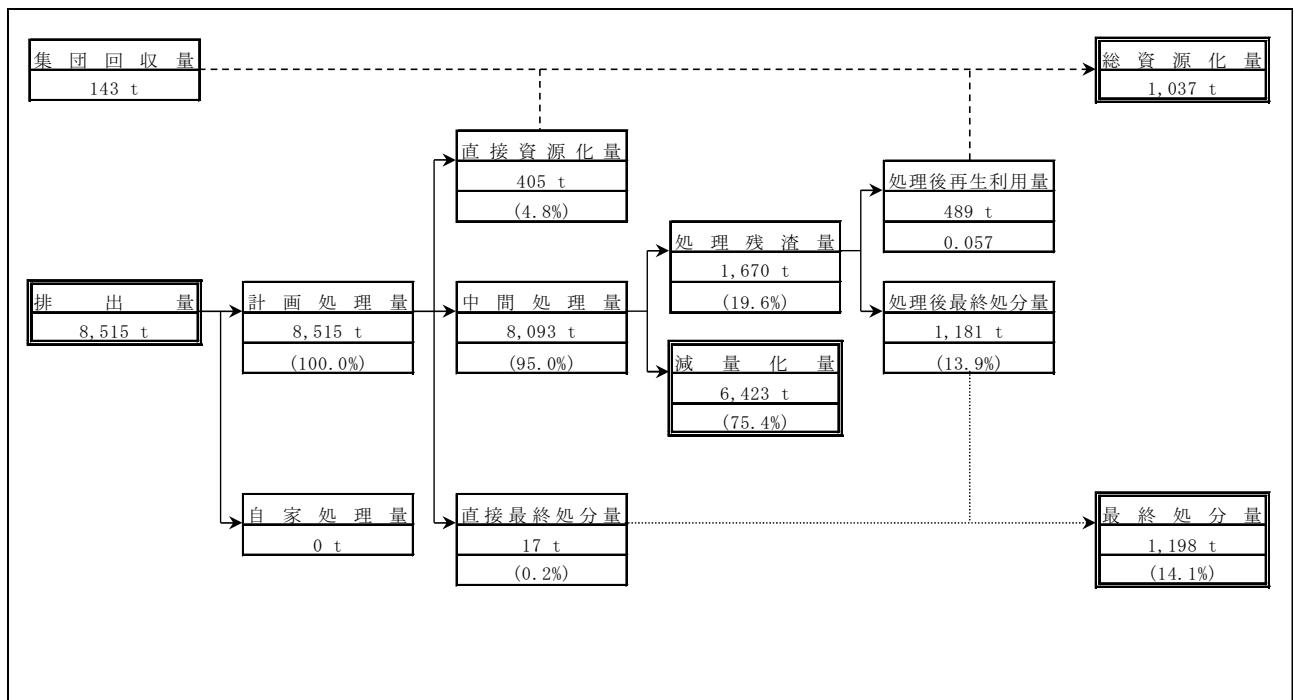


図 2-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 34 年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア ごみの有料化

現在、本市では事業系ごみについては搬入量に応じて手数料を徴収しています。一方、家庭系ごみについては、燃えるごみ及び資源ごみのうちペットボトル、トレイ類、紙類は専用指定袋または指定紐を購入して排出することとしています。家庭系ごみ有料化の導入については、今後も県内外の自治体における動向を見極めながら、継続的に検討していくものとします。

##### イ 環境教育、普及啓発活動の実施

- (ア) 学校や地域において、パンフレット・チラシやビデオテープ等を活用した環境教育やごみ処理施設等の見学会、資源分別の学習や見学の機会を設け、ごみについて身近な問題として認識してもらい、理解と協力を求めます。
- (イ) ごみ排出量が増加傾向にあるなど、ごみ処理の現状と課題について、市民及び事業者の認識を深めるよう啓発活動を推進します。
- (ウ) ごみの排出抑制、再生利用の意識及び効果、ごみ排出方法に関する住民への啓発について、積極的に取り組みます。また、住民及び事業者の自主的かつ積極的な取り組みによるごみ減量化・資源化の体制づくりや仕組みづくりを図り、リサイクルシステムが円滑に機能するよう働きかけるものとします。
- (エ) 自治会や子供会をはじめとした住民団体と協働し、分別区分の普及・啓発や資源回収などに取り組むこととします。
- (オ) ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底を図り、十分な減量効果が得られるように住民説明会等を開催し、住民の理解と協力を求めることとします。
- (カ) 事業者に対して、排出方法の指導、資源回収の徹底を行います。

##### ウ 住民主体回収の支援・助成

本市では、排出抑制施策として、集団回収実施団体奨励金交付事業の実施により、住民による集団回収を促進しています。今後もこの事業を継続することで、集団回収を促進するものとします。

##### エ 家庭内生ごみの発生抑制

多くの市町村では、住民が生ごみ処理容器を購入する際の経費を補助することにより、その普及を推進し、排出抑制を図っています。

本市では、流し台に三角かごを設置することで水切りの徹底を図ることで発生抑制を推進することとし、必要に応じて三角かごの配布についても検討を行います。

## (2) 処理体制

### ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分と処理方法は表 3-1、分別区分と品目は表 3-2 に示すとおりです。

本市では、循環型社会の構築に向けてごみの分別収集を実施しています。家庭系ごみは大きく分けて可燃ごみ、不燃ごみ（粗大ごみ、埋立ごみを含む）、資源ごみの 3 区分となっています。

今後は容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物について分別収集の拡大を図り、プラスチック製容器包装を含めた全品目のリサイクルを目標に再生利用を進めます。さらに集団回収について各種団体等へ積極的に啓発、支援することにより、集団回収を促進します。

また、排出された可燃ごみ、不燃ごみ（粗大ごみ含む）、資源ごみは、八幡平市清掃センターに搬入され、中間処理を行っています。また、焼却残渣や破碎処理残渣は、八幡平市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っています。

表3-1 本市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H27年)					今 後 (H34年)				
八幡平市					八幡平市				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理予測(トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
埋立ごみ	埋立	—	八幡平市一般廃棄物最終処分場	17	埋立ごみ	埋立	—	八幡平市一般廃棄物最終処分場	12
燃えるごみ	焼却	八幡平市清掃センターごみ焼却施設	【焼却灰(焼却残渣)】 八幡平市一般廃棄物最終処分場	5,554	燃えるごみ	焼却	八幡平市清掃センターごみ焼却施設	【焼却灰(焼却残渣)】 八幡平市一般廃棄物最終処分場	4,642
燃えないごみ・粗大ごみ (小型家電)	破碎選別	八幡平市清掃センター粗大ごみ処理施設	【処理後可燃物】 ごみ焼却施設 【処理後不燃物】 八幡平市一般廃棄物最終処分場 【処理後資源物】 資源化業者	472	燃えないごみ・粗大ごみ (小型家電)	破碎選別	八幡平市清掃センター粗大ごみ処理施設	【処理後可燃物】 ごみ焼却施設 【処理後不燃物】 八幡平市一般廃棄物最終処分場 【処理後資源物】 資源化業者	372
資源ごみ	空き缶類	八幡平市清掃センター手選別処理施設	【処理後可燃物】 ごみ焼却施設 【処理後不燃物】 八幡平市一般廃棄物最終処分場 【処理後資源物】 資源化業者	111	空き缶類	八幡平市清掃センター手選別処理施設	【処理後可燃物】 ごみ焼却施設 【処理後不燃物】 八幡平市一般廃棄物最終処分場 【処理後資源物】 資源化業者	102	
	空きびん類			280	空きびん類				255
	ペットボトル			60	ペットボトル				51
	トレイ類			4	トレイ類				6
	新聞紙			162	新聞紙				146
	雑誌			115	雑誌				102
	段ボール			106	段ボール				96
	紙パック			4	紙パック				6
雑紙	11	雑紙	13						
古着	4	古着	6						

表3-2 家庭ごみの分別区分と品目の現状と今後

現 状 (H27年)		
八幡平市		
区 分	品 目	収集の有無
燃えるごみ	・台所のごみ	○
	・紙くず類	○
	・木くず類	○
	・プラスチック類	○
	・その他燃やすごみ	○
燃えないごみ	・コンテナに入るもの	○
	・4リットルを超える容器	○
	・化粧びん	○
	・窓ガラス	○
	・電球	○
資源ごみ	・スチール缶、アルミニウム缶、金属製のふた類 4リットル以下容器	○
	・茶色びん、白色びん、その他の色びん	○
	・ペットボトル	○
	・新聞紙、折込みチラシ	○
	・雑誌	○
	・段ボール	○
	・飲料用紙パック	○
	・上記以外の紙類、菓子箱、ノート、葉書 名刺、コピー用紙	○
	・白色食品トレイ、白色発泡スチロール	○
	・古着	○
危険ごみ	・カセット式ポンベ、スプレー缶	○
粗大ごみ	・枯れ枝(50cm程度の長さ)、布団、毛布 スコップ、スノーダンプ、自転車、スキー板	×
引火のおそれのあるごみ	・シンナー、ガソリン、灯油、塗料等を入れた 空き容器、石油ストーブ、ファンヒーター	×
有害性のごみ	・家庭菜園等の農薬の使い残し(少量のみ)	×
埋立をするごみ	・燃えがら(残灰)、土砂及び土砂が混じったもの、 コンクリート及びブロック片	×

今 後 (H34年)		
八幡平市		
区 分	品 目	
燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状どおりの分別区分を基本とするが、その他プラスチック包装については継続して分別収集の実施検討を行う。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状どおりの分別区分を継続する。</li> </ul>	
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状どおりの分別区分を基本とするが、その他プラスチック包装については継続して分別収集の実施検討を行う。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険ごみ</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引火のおそれのあるごみ</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害性のごみ</li> </ul>	
埋立をするごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立をするごみ</li> </ul>	

#### イ 事業系一般廃棄物の処理の現状と今後

事業系一般廃棄物の処理については、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、受入・処理・処分を行います。今後も、事業系一般廃棄物の減量・リサイクルに向けた取組みを促進します。

#### ウ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ◇ 八幡平市清掃センター（ごみ焼却施設）について、広域ごみ焼却施設の稼働前年度まで（平成40年度まで）は、基幹的設備改良工事を実施することで施設の延命を図る。
- ◇ 集団回収を積極的に推進し、資源化を行う。
- ◇ その他プラスチック製容器包装の分別収集の開始に向けて検討を行う。

### (3) 処理施設の整備

上記 3 (2) で示した分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3-3 に示す施設を整備します。

表 3-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 3）	50t/日	岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地	H29～H30

(整備理由)

事業番号 1 ごみ焼却施設内設備の老朽化に伴い、施設の延命化を図るため

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、平成 29 年度に実施する計画支援事業の概要は、表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 3）（事業番号 1）に係る発注仕様書作成	発注仕様書作成	H29

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

### ア 再生利用品の需要拡大事業

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組みに加え、需要面からの取組みが重要となることから、住民、事業者及び行政が一体となったリサイクル製品、エコマーク製品の活用を目指す協働の取組みを推進します。

### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行います。

### ウ 不法投棄対策

行政と各町内自治会や住民団体等と一体となった普及啓発により、分別排出の徹底を進めるとともに、パトロールを行うことで不法投棄の防止を図ります。

### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する一般廃棄物の処理や、災害などにより一時的に発生する本市内のごみ処理等が不可能となった場合に備えて、県央ブロック内自治体との連携を取り、さらにその他の周辺自治体等との連携を推進していきます。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて岩手県及び東北地方環境事務所と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画最終年度終了後、速やかに事後評価を実施し、結果を公表するとともに、次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会的情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直します。

## 別添 1

### 施設の概要

#### 【焼却施設】

名 称	八幡平市清掃センター ごみ焼却施設
所 在 地	岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地
供用開始年月	平成 10 年 4 月
処理能力	50 t /8 h (25 t /8 h ×2 炉)
処理方式	機械化バッチ燃焼式
炉 形 式	ストーカ炉

#### 【粗大ごみ処理施設】

名 称	八幡平市清掃センター 粗大ごみ処理施設
所 在 地	岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地
供用開始年月	平成 10 年 4 月
処理能力	15 t /5 h
処理対象物	粗大ごみ、燃えないごみ

#### 【手選別処理施設】

名 称	八幡平市清掃センター 手選別処理施設
所 在 地	岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地
供用開始年月	平成 10 年 4 月
選別種別	空きびん類、ペットボトル、トレイ類

#### 【最終処分場】

名 称	八幡平市栗日影沢最終処分場
所 在 地	八幡平市松尾第 1 地割 709 番地
供用開始年月	昭和 62 年 12 月
浸出水処理能力	30m <sup>3</sup> /日
埋立面積	10,620m <sup>2</sup>
埋立容量	56,090m <sup>3</sup>

#### 【最終処分場】

名 称	八幡平市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八幡平市松尾第 1 地割 808 番地
供用開始年月	平成 24 年 12 月
浸出水処理能力	15m <sup>3</sup> /日
埋立面積	5,300m <sup>2</sup>
埋立容量	24,700m <sup>3</sup>

## 別添2

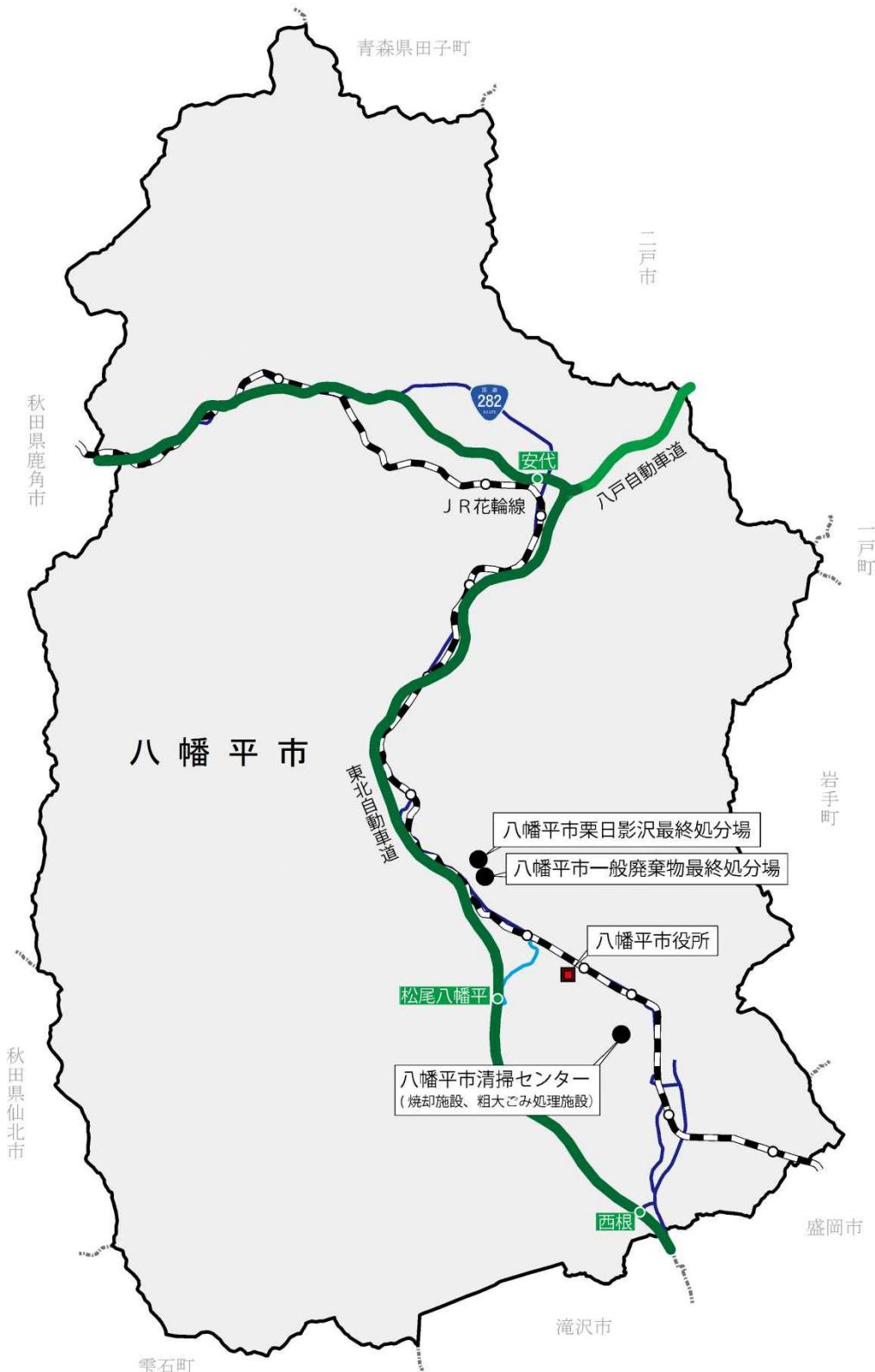


図 関係施設の位置図

### 別添3

現状と目標のトレンドグラフ

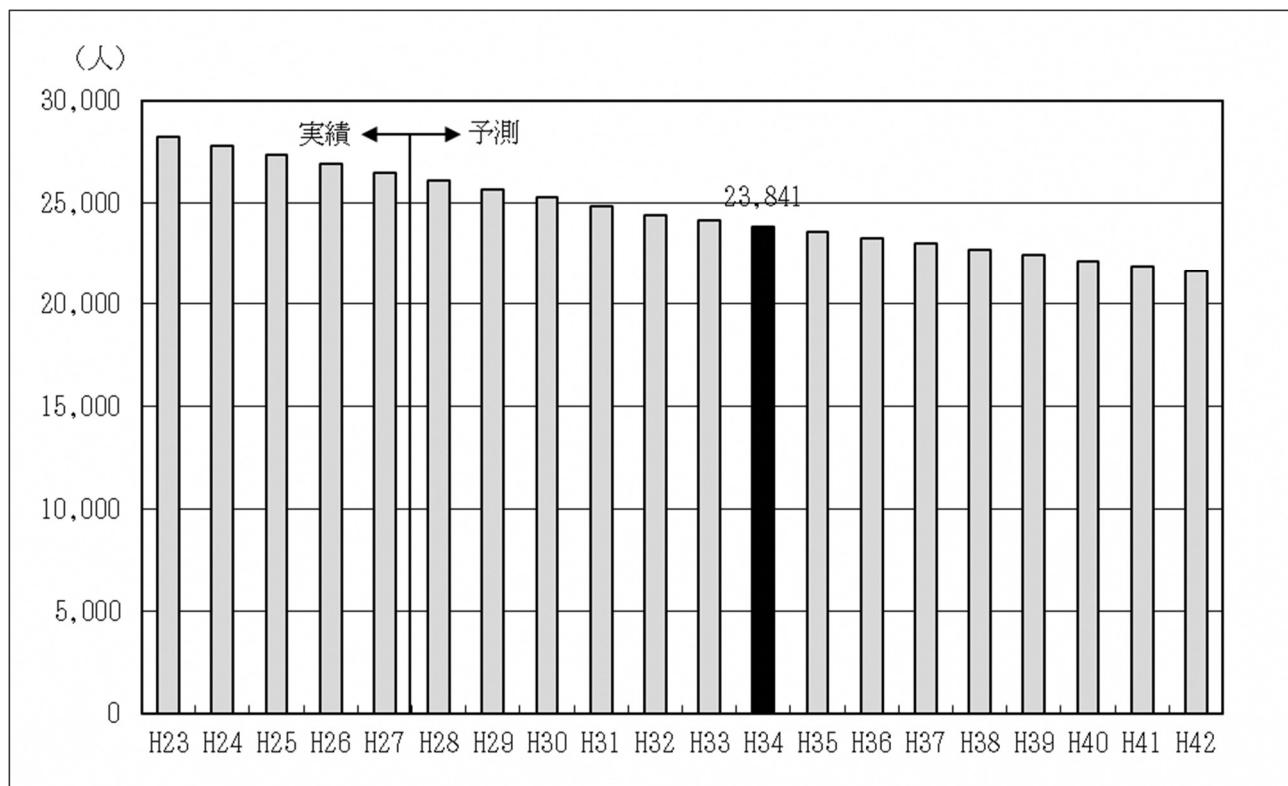


図1 人口の実績と予測

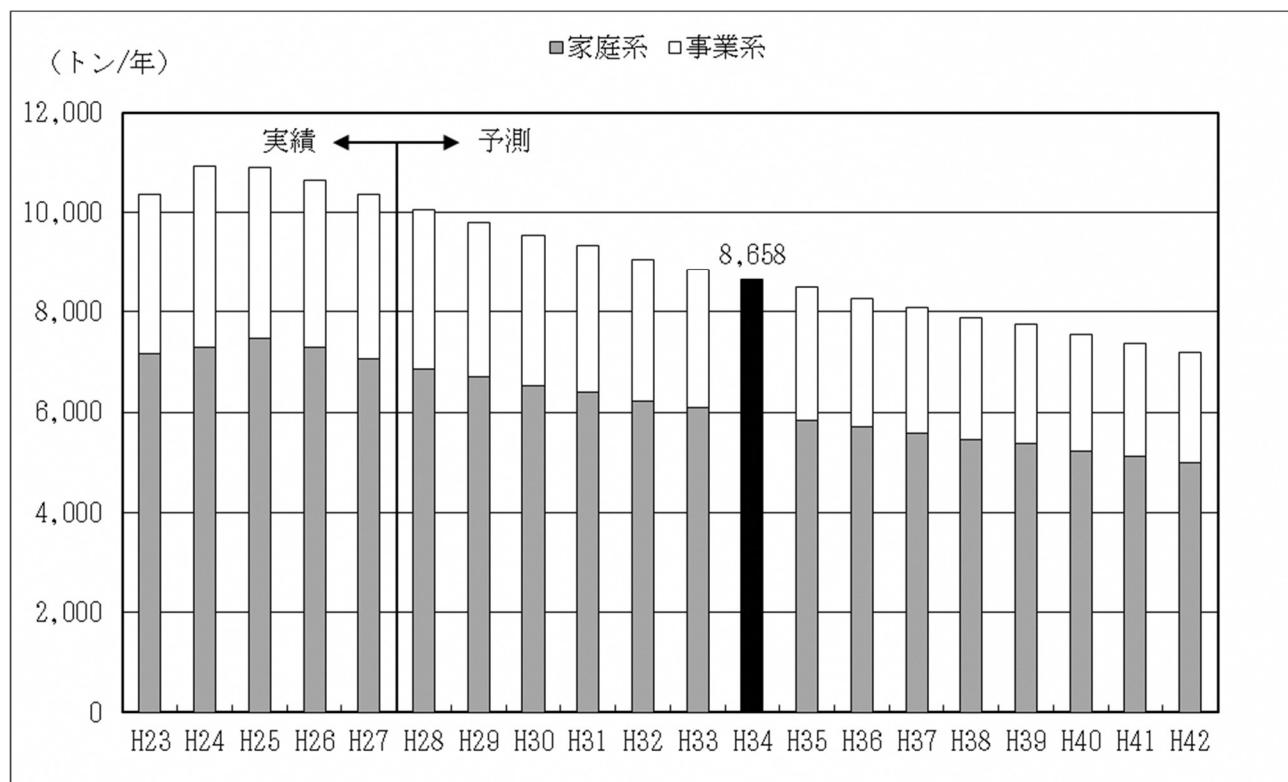


図2 家庭系ごみと事業系ごみの現状及び目標推移

## 様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成29年度）

### 1 地域の概要

(1)地域名	八幡平市地域	(2)地域内人口	26,742人	(3)地域面積	862.25 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	八幡平市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎	その他	
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村： ②設立年月日：				

### 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
排出量	事業系ごみ 総排出量(トン) うち資源ごみ量(トン)	① 3,215 114	3,627 127	3,437 116	3,360 120	3,293 108	2,706 (H27比 -17.8%) 86 (H27比 -20.4%)
	1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.2	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3 (H27比 -4.2%)
	家庭系ごみ 総排出量(トン) うち資源ごみ量(トン)	② 6,973 1,024	7,095 1,019	7,301 937	7,132 848	6,900 857	5,809 (H27比 -15.8%) 783 (H27比 -8.6%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	211	219	233	233	228	211 (H27比 -7.5%)
	集団回収量(トン)	③ 190	204	168	163	168	143 (H27比 -14.9%)
	排出量合計 (①+②)	④ 10,188	10,722	10,738	10,492	10,193	8,515 (H27比 -16.5%)
再生利用量	排出量合計 (①+②+③)	⑤ 10,378	10,926	10,906	10,655	10,361	8,658 (H27比 -16.4%)
	直接資源化量(トン) 割合(⑥÷④×100)	⑥ 528 (5.2%)	530 (4.9%)	472 (4.4%)	419 (4.0%)	435 (4.3%)	405 (4.8%)
	総資源化量(トン) 割合(⑦÷④×100)	⑦ 1,130 (11.1%)	1,091 (10.2%)	1,072 (10.0%)	985 (9.4%)	1,013 (9.9%)	894 (10.5%)
熱回収量	総資源化量(トン) 割合(⑧÷⑤×100)	⑧ 1,320 (12.7%)	1,295 (11.9%)	1,240 (11.4%)	1,148 (10.8%)	1,181 (11.4%)	1,037 (12.0%)
	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	0MWh
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン) 割合(⑨÷④×100)	⑨ 7,611 (74.7%)	7,161 (66.8%)	7,756 (72.2%)	7,921 (75.5%)	7,704 (75.6%)	6,423 (75.4%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン) 割合(⑩÷④×100)	⑩ 1,447 (14.2%)	2,470 (23.0%)	1,909 (17.8%)	1,586 (15.1%)	1,476 (14.5%)	1,198 (14.1%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。（別添3参照）

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考	
		型式及び 処理方式	補助の 有無	処理能力 (単位)	供用開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、 新設理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月		
ごみ焼却施設 (八幡平市清掃センター)	八幡平市	機械化バッファ燃焼式	有	50t/8h	H10.4	H31.3	設備老朽化のため	機械化バッファ燃焼式	H31.3	50t/8h	基幹的設備改良工事を予定
粗大ごみ処理施設 (八幡平市清掃センター)	八幡平市	破碎・選別・圧縮処理	有	15t/5h	H10.4	-	-	-	-	-	
最終処分場 (八幡平市一般廃棄物最終処分場)	八幡平市	セル+サンドイッチ方式	有	24,700m <sup>3</sup> (埋立容量)	H24.12	-	-	-	-	-	

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成29年度）

事業種別	事業番号※1	事業主体名称※2	規模 単位	事業期間 交付期間 開始 終了		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
				平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成29年度	平成30年度		
○熱回収等に関する事業						1,192,212	8,424	1,183,788	0	0	0	999,895	0	999,895	0	0	0
ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	1	八幡平市	50 t/d	H29	H30	1,192,212	8,424	1,183,788	0	0	0	999,895	0	999,895	0	0	0
						0						0					
○施設整備に関する計画支援事業						2,592	2,592	0	0	0	0	2,592	2,592	0	0	0	0
発注仕様書作成支援事業	31	八幡平市	-	-	H29	H29	2,592	2,592	0	0	0	2,592	2,592	0	0	0	0
						0						0					
合 計						1,194,804	11,016	1,183,788	0	0	0	1,002,487	2,592	999,895	0	0	0

### 様式3

#### 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化	ごみの有料化について県内外の動向等を見極めながら、家庭系ごみ有料制の導入可能性について継続して検討する。	市	H29	H33							
	12	環境教育、普及啓発活動の実施	生涯学習活動において、住民に対し様々な機会を通じてごみ減量化に関する啓発活動を行う。	市	H29	H33							
	13	住民主体回収の支援・助成	集団回収実施団体奨励金交付事業を継続することで、集団回収を促進する。	市	H29	H33							
	14	家庭内生ごみの発生抑制	流し台用三角かごの設置を促進し、生ごみの発生抑制を図る。	市	H29	H33							
処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別区分変更の検討	現状の分別区分に加え、プラスチック製容器包装の分別収集の是非について継続して検討する。	市	H29	H33							
	22	家庭系一般廃棄物に準じた事業系一般廃棄物の受入・処理・処分	事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて受入・処理・処分を行う。	市	H29	H33							
処理施設の整備に関するもの	1	ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3）	八幡平市清掃センターごみ焼却施設の延命化を目的とした基幹的設備改良工事を実施する。	市	H29	H30	○						
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	発注仕様書作成支援事業	事業番号1の基幹的設備改良工事に先立ち、工事発注に必要となる発注仕様書の作成等を実施する。	市	H29	H29	○						
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	住民、事業者、行政が一体となってリサイクル製品、エコマーク製品の活用を目指す。	市	H29	H33							
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく回収、再商品化を目的として、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。	市	H29	H33							
	43	不法投棄対策	広報誌、チラシ等による普及啓発により、分別排出の徹底を進めるとともに、パトロールを行うことで不法投棄の防止を図る。	市	H29	H33							
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物の処理、施設整備時の一時代行処理等、周辺自治体との連携・体制の構築を図る。	市	H29	H33							

## 施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	八幡平市		
(2) 施設名称	八幡平市清掃センター（ごみ焼却施設）		
(3) 工期	平成29年度～平成30年度		
(4) 施設規模	処理能力50t/日（25t/8h × 2炉）		
(5) 形式及び処理方式	機械化バッチ燃焼式（ストーカ炉）		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無	有（発電効率）	・ <input checked="" type="radio"/> 無
	2. 熱回収の有無	有（熱回収率）	・ <input checked="" type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	既存のごみ焼却施設を延命化することで、対象地域内から発生する廃棄物を安全かつ安定して処理する。		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	
(9) 事業計画額	1,192,212千円		

## 計画支援概要

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	八幡平市
(2) 事業目的	ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に関する発注仕様書の作成
(3) 事業名称	発注仕様書作成支援事業
(4) 事業期間	平成29年度
(5) 事業概要	発注仕様書作成
(6) 事業費計画額	2,592 千円